

伊勢市バリアフリー基本構想【伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区】 について

1. 伊勢市バリアフリー基本構想の位置づけ

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、市町村は旅客施設、官公庁施設、福祉施設など、相当数の高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区（以下「移動等円滑化促進地区」という）の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すものとして、移動等円滑化促進方針（以下「バリアフリーマスタープラン」という）を定められることとなりました。

これを受け、伊勢市では令和3年2月に「伊勢市バリアフリーマスタープラン」を策定し、①伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区、②二見浦駅周辺地区、③五十鈴川駅周辺地区の3地区を移動等円滑化促進地区として位置づけました。

移動等円滑化基本構想（以下「バリアフリー基本構想」という）は、移動等円滑化促進地区に指定した地区について、面的・一体的なバリアフリー化を推進するための具体の事業計画となるものです。

移動等円滑化促進地区のうち、③五十鈴川駅周辺地区については、平成29年2月に「伊勢市交通バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化を進めています。基本構想未策定の①伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区、②二見浦駅周辺地区については、順次策定を検討していくこととしており、今年度は①伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区について、基本構想を策定します。

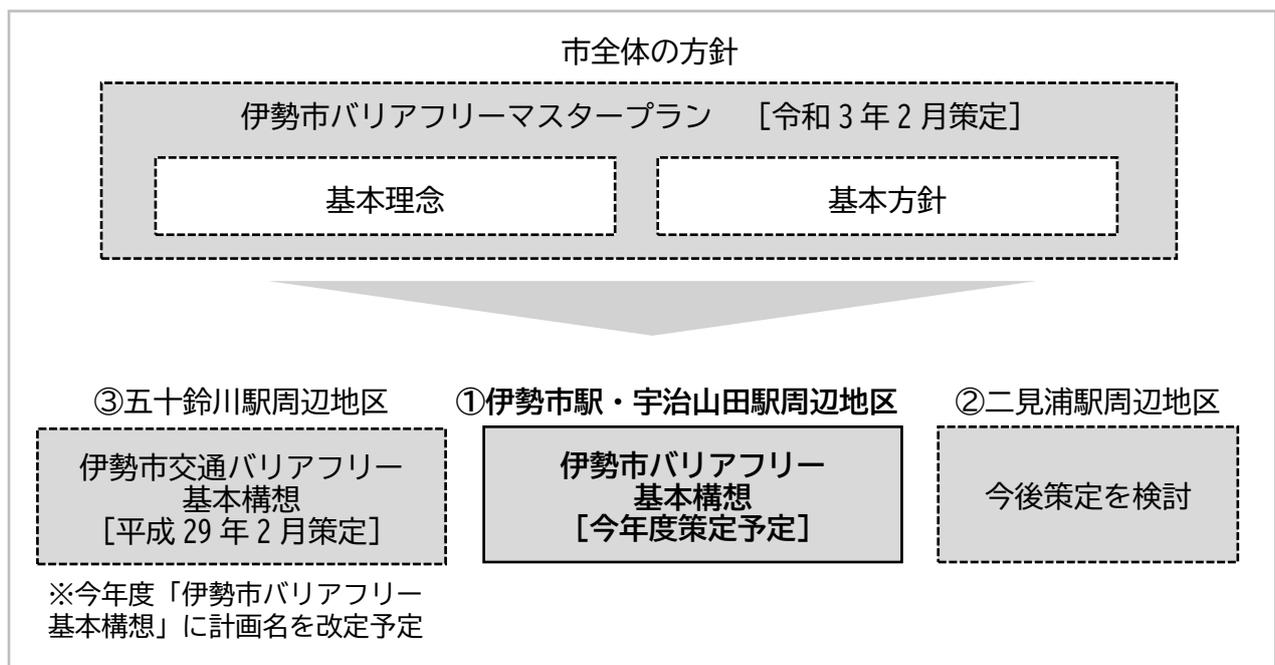


図 伊勢市バリアフリー基本構想の位置づけ

2. バリアフリー基本構想において定める主な事項

①重点整備地区

移動等円滑化促進地区の中で、建築物や道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていく地区

②生活関連施設

鉄道駅などの旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、公園など、相当数の高齢者、障がい者等が利用する施設

③生活関連経路

生活関連施設相互の経路（それらの間の移動は通常徒歩で行われること）

④特定事業その他移動円滑化のための事業

生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を具体化するもの
（特定事業の種類は次ページ参照）

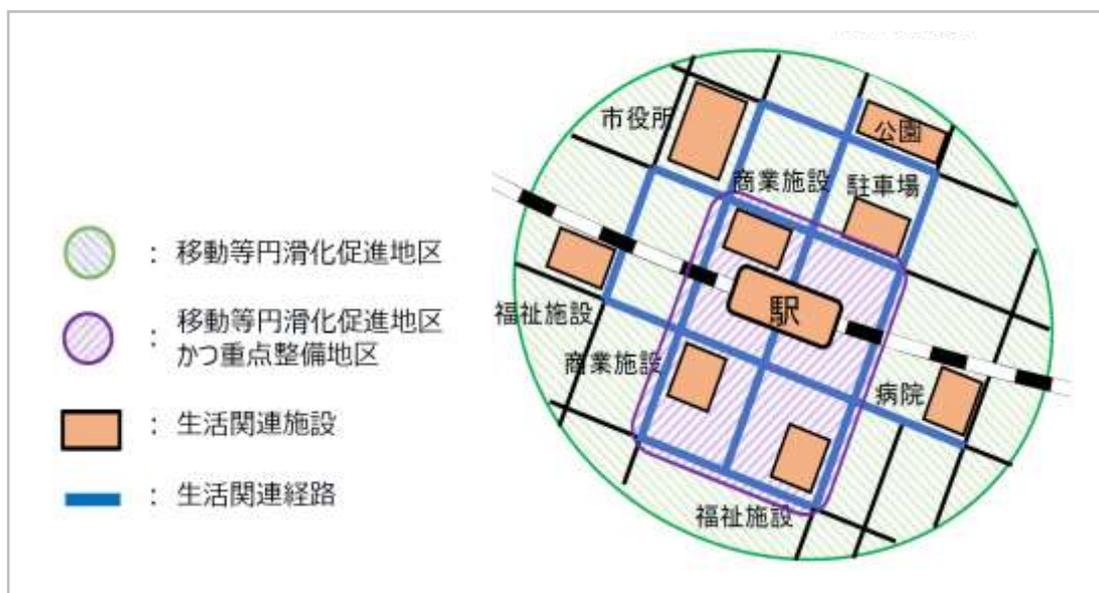


図 移動等円滑化促進地区と重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路の関係

【特定事業の種類と内容】

種 類	内 容
公共交通特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ● 特定車両(軌道車両、乗合バス)のバリアフリー化(低床化など)
道路特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等)の設置 ● バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)
路外駐車場特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等)の整備
都市公園特定事業 建築物特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備 ● 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ● 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識または道路標示の設置(高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等) ● バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等)
教育啓発特定事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業(学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等)の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等) ● 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業(上に掲げる事業を除く。)(障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車椅子使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等)

4. 策定スケジュール（案）

	事 項	時 期	備 考
	プレまち歩き	令和4年5月30日	移動等円滑化促進地区の現況調査
	第1回 庁内検討会 (意見聴取)	令和4年7月上旬	第1回協議会資料について
※	第1回 協議会	令和4年7月22日	概要説明、スケジュール説明、 重点整備地区の区域について
※	まち歩き	令和4年8月5日	重点整備地区の課題抽出
	第2回 庁内検討会 (意見聴取)	令和4年8月下旬	まち歩きの結果報告、 第2回協議会資料について
※	第2回 協議会	令和4年9月8日	重点整備地区の課題について、 特定事業の内容について
	第3回 庁内検討会 (意見聴取)	令和4年10月中旬	第3回協議会資料について
※	第3回 協議会	令和4年10月27日	基本構想素案まとめ
	パブリックコメント実施	令和4年12月頃	1ヶ月間実施
	第4回 庁内検討会 (意見聴取)	令和5年1月上旬	パブリックコメント結果報告、 第4回協議会資料について
※	第4回 協議会	令和5年1月18日	パブリックコメント結果報告 基本構想案まとめ
	パブリックコメント 結果公告	令和5年2月頃	
	策定公告	令和5年3月頃	

※印は、協議会委員の皆さまにご参加いただきたいものを示しています。

5. 重点整備地区の区域（案）

伊勢市駅・宇治山田駅周辺地区は、多数の公共・公益施設や商業施設、金融機関など、生活に密接した施設が立地しています。また、複数のホテルも立地し、神宮（外宮）にも近いため、来訪者も多い地区です。

このことから、当地区では、市民の生活動線および来訪者の観光動線を考慮し、一体的にバリアフリー化を進めていく必要があることから、移動等円滑化促進地区の全域を重点整備地区として位置づけます。

なお、生活関連施設については、マスタープラン策定時から施設名の変更や施設の開業、閉鎖などがあるため、基本構想では最新の情報に更新します。

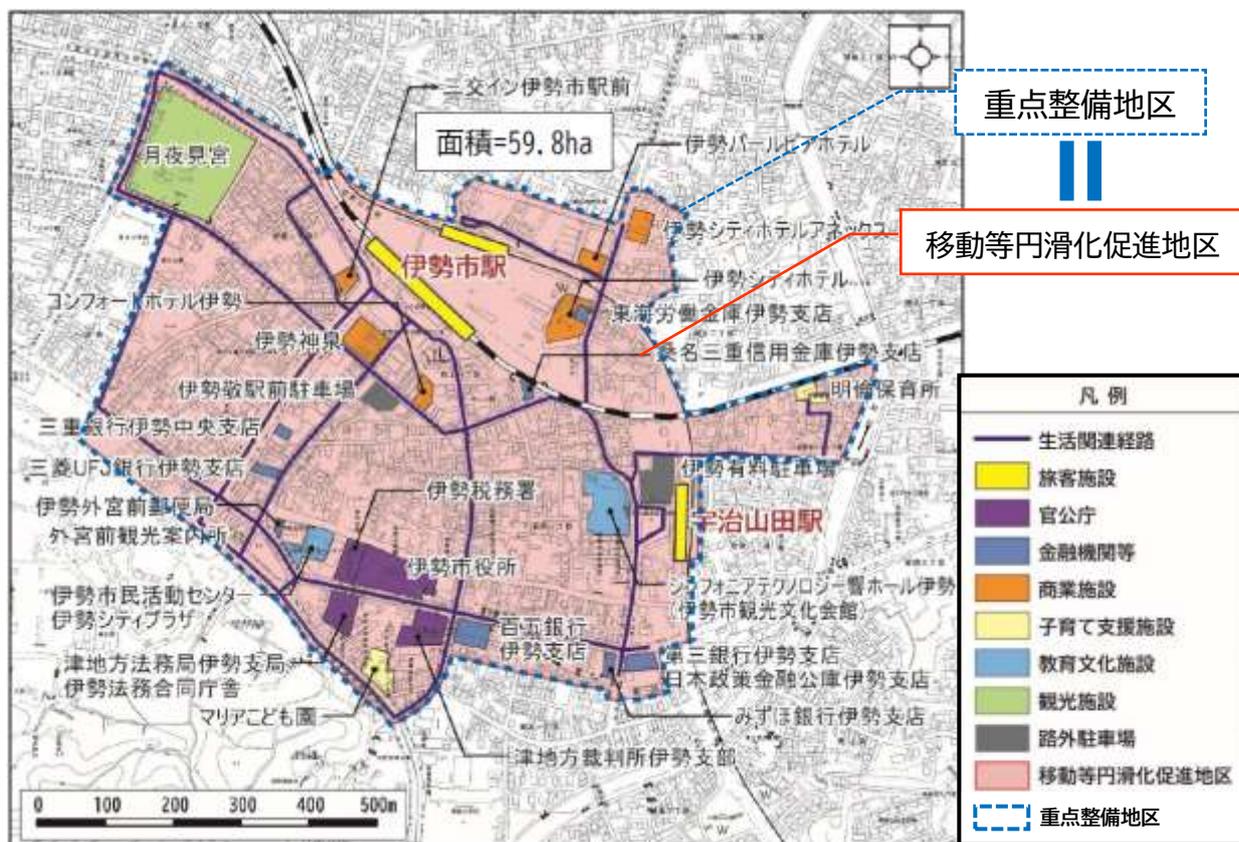


図 重点整備地区の区域（案）